



自治労連 四国ブロック協議会

香川県事務所ニュース

〒760-0068 高松市松島町1丁目17-10
瀬戸内ビル2F
Tel.087-833-7501 Fax.087-833-7533
E-mail:koumuippan@festa.ocn.ne.jp
<http://www5.ocn.ne.jp/~koumu/>

政治の転換を確信に、職場・地域要求の実現と組織化を結合して大いに奮闘しよう

10月3日に開かれた県事務所会議で「09秋の月間」の取り組みについて、単組の現状(弱点と重点)を議論し、組合員の力に依拠して「職場で仲間を増やす」視点で、気持ちの通う日常活動・組合に結集、県下の協力者からの情報収集などを具体化しました。さぬき市職組は、市民病院職労と統一要求書を提出し、独自要求では非正規職員の組織化へ動き始めています。市民病院職労は、36協定締結の職員代表選出では、職員が自主的に選ぶ立場で自治労組合と面談し、透明性や公正な選出方法を提案して選挙運動を行い、組織強化に取り組んでいます。公務公共一般は、12月に「仲間の会」総会を開き、組織体制の強化を計画しています。県事務所は、香川県人事委員会へ「09県人事委員会勧告」にあたっての要請書を提出し懇談しました。(要請書の内容は裏面を参照)

新政権での「国民の声が生きる政治の可能性」と自治労連20年の歩みと運動を確信に、要求実現と結合した組織的前進をみんなで力を合わせてすすめて行きましょう。

ホームページが新しくなりました

9月18日から、自治労連『香川公務公共一般』のホームページが新しくなりました。

できるだけ旬の情報を発信していきたいと思います。組合員の皆さんも日々の出来事や趣味の話など、なんでも結構ですので、情報があればご連絡ください。

よろしく、お願いします。

新ホームページのアドレスは <http://www5.ocn.ne.jp/~koumu/> です。



今後の予定

- 10月18日(日)12:30~香川県労連定期大会:高松市民文化センター
- 10月20日(火)18:00~安保破棄10・21集会:県社会福祉総合センター
- 10月23日(金)18:30~高松市中心部の公的医療を考える会:亀阜コミュニティセンター
- 11月4日(水)18:30~高松市中心部の公的医療を考える会:栗林コミュニティセンター
- 11月6日~7日(土)第14回自治体病院全国集会:福岡 原鶴温泉
- 11月8日(日)11・8 国民大集会:代々木公園B地区サッカー場
- 11月9日~12日(木)県社保協・自治体キャラバン
- 11月14日~15日(日)第50回愛媛自治研集会・研究機構10周年共同企画:松山市
- 11月28日~29日(日)四国ブロック(協)定期大会:徳島市 千秋閣

2009年10月5日

香川県人事委員会
委員長 関 博徳 殿
事務局長 殿

香川県労働組合総連合
議長 酒井 光雄
自治労連香川県事務所
所長 柳井 優

2009年「香川県人事委員会勧告」にあたっての要請書

日頃から、独立した人事行政の専門機関として、民主的で効果的な行政運営を行うための人事制度の確立に向け、ご尽力されている貴職に敬意を表します。

さて本年8月11日、人事院は官民格差▲0.22%になったとして、若年層など一部を除いて一般国家公務員の月例給を引き下げるとともに、持ち家に係る住居手当の廃止、一時金の0.35ヶ月減額などを内容とした勧告を行いました。また当時の政権は、労働組合との十分な協議もないまま、政治的思惑で8月25日に閣議決定をしました。香川県人事委員会は、これまでの自治体構造改革を見直し、労働基本権制限の代償期間・第三者機関としての役割を果たすことと、県内すべての地方公共団体職員の暮らしを改善し、公務労働の「公正性、中立性、安定性、継続性、専門性」を確保し、公務・公共サービスの向上を図られる勧告を要請します。あわせて民間労働者・県民生活・地域経済にも影響を与えることを十分に考慮いただき、賃金及び労働条件改善の立場で取り組まれるよう、以下のことについて要請するものです。

記

1. 県下自治体独自の給与カットや自助努力を考慮し、公平・中立の第三者機関として毅然とした対応をとること。また、重大な労働条件の変更については、労働基本権を剥奪されている公務員労働者との協議・合意形成をはからずに一方的に行なわないこと。
2. 一時金については、人事院勧告の0.35ヶ月の大幅削減に追随せず、現行水準を維持すること。
3. 給与水準については、「同一労働・同一賃金」の立場に立ち、「地域間格差」を拡大させないこと。
4. 持ち家に係る住宅手当については、国家公務員の実態と異なっており、地方自治体の住宅保障政策として、さらに充実させる立場で改善すること。
5. 非正規(嘱託・臨時等)常勤職員については、実態を調査し賃金、手当、一時金、退職金、休暇、健康診断など、均等待遇の実現をめざし責任と処遇の整合性の図ること。
6. 人事評価制度については、職場のチームワークを壊し、モラル低下を招く個人能力・成果主義賃金と直結した人事管理を推進する勧告を行わないこと。
7. 職員の健康・安全を確保するために、長時間・過密労働をなくし、過労死・自殺対策、メンタルヘルス対策、新型ウイルス対策など万全の措置を講じること。
8. 「賃金不払い残業対策要領」(03.5)等については、職場での徹底と所属長の責任明確化をすすめて、2010年4月から施行される「時間外労働の限度に関する基準」の改正に対応する取り組みをはかること。
9. 育児・介護休業については、人事院規則改正にならった措置として、妊娠者に対する労働軽減、検診・妊娠障害休暇、産前・産後休暇は通算性にすること。また、育児制度の充実として、子及び家族看護休暇・学校行事参加休暇の新設や介護休暇の有給化を図ること。
10. 憲法とILO勧告に基づき、公務員労働者の労働基本権を保障するなど、民主的公務員制度確立に向け、積極的に各関係機関に働きかけること。

以上